

< 目 次 >

(はじめに)

本 編

第 1 章 知的資産経営評価融資の考え方	1
1. 地域密着型金融における知的資産への取組.....	4
2. 金融検査マニュアルにおける考え方.....	6
3. 知的資産経営評価融資における金融機関の取組課題.....	12
4. 知的資産経営評価融資に関する金融機関における現状の取組.....	15
5. 融資審査プロセスにおける知的資産経営評価融資のフレームワーク.....	27
第 2 章 知的資産経営評価融資の営業フローチャート	49
1. 営業フローチャートの概要.....	49
2. 各営業ステップにおける営業ツールの活用.....	57
3. 知的資産のタイプに応じた営業ツール.....	63
第 3 章 知的資産経営評価融資のケーススタディ	99
1. ケーススタディ ~ ノウハウ (知的資産経営一般編) ~	101
2. ケーススタディ ~ 技術力 (特許権編) ~	121
3. ケーススタディ ~ ブランド力 (商標権編) ~	161
第 4 章 知的資産経営評価融資における価値評価方法 (補論)	193
1. 知的資産の経済的価値における基本的な考え方.....	193
2. 知的資産と知的財産権の関連性.....	194
3. 知的財産権の価値評価方法の全体像.....	195
4. ロイヤルティ免除法.....	198

参考資料

- 1 IPDL 検索マニュアル (特許権編)
- 2 IPDL 検索マニュアル (商標権編)
- 3 特許権 (実用新案権)・意匠権・商標権の概要

(はじめに)

経済産業省では、平成 17 年より産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会において、我が国企業が強靱かつ持続的な成長を実現するための方策として、企業がこれまで培ってきた固有の強み(知的資産)を的確に捉え、相互に効果的に組み合わせることによる価値創造(知的資産経営)の在り方について議論を進め、同年、「知的資産経営の開示ガイドライン」を公表した。

それを受け、(独)中小企業基盤整備機構(以下、中小機構)では、平成 19 年に「中小企業知的資産経営研究会」を立ち上げ、中小企業における知的資産経営の取り組みを推進させるために「中小企業のための知的資産経営マニュアル」を作成し普及を行ってきたところである。

このように、産業政策・中小企業政策の枠組みにおいて知的資産経営情報開示のための環境整備を行ってきた一方で、金融行政の枠組みにおいても取組は進められている。例えば、金融庁「金融検査マニュアル」(平成 11 年)や金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」(平成 14 年)では、中小企業の債務者区分は、中小企業の特性や中小企業に特有の融資形態をかんがみ、赤字や債務超過が生じていることなどの表面的な現象のみをもって判断するのではなく、技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性等の知的資産情報(非財務情報)を総合的に勘案し経営実態を捉えた上で判断することの重要性について触れられている。

また、平成 19 年に公表された金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、リレーションシップバンキングにおける喫緊の課題として、金融機関の知的資産評価力(=“目利き能力”)の向上を挙げ、知的資産経営報告書の活用について、中小企業に適した資金供給手法の一つとして取り上げられている。

これらの動きを受け、中小機構では、経済産業省の協力のもと知的資産経営ファイナンス WG 研究会を立ち上げ、金融機関が中小企業の知的資産等の非財務情報を融資判断時においてどのような観点から評価し意思決定の実態調査を行い、「中小企業のための知的資産経営実践の指針」として取りまとめたところである(平成 20 年 10 月)。本指針では、金融機関が財務情報のみならず非財務情報を融資判断時において重要視している実態を明らかにした上で、企業側の取組として、金融機関の着目する非財務情報を加味した知的資産経営報告書の開示を通して、自らの技術力や成長性などへの理解を促し、自社の事業性を金融機関に説得的に伝達し、金融機関との情報の非対称性を解消することの重要性について触れている。

また、受け手側である金融機関についても、企業の技術力や成長性などの知的資産情報を適正に評価する能力、つまり目利き能力の向上を挙げるなど、金融機関が取り組むべき課題を取りまとめているものである。

そこで、経済産業省は「知的資産経営評価融資研究会」を発足させ（平成 21 年）、金融機関の目利き能力の向上に資する方策の検討や適正な事業性評価に基づいた融資の考え方、そのための各種支援ツール等について検討を行い、今回、「知的資産経営評価融資の秘訣」として取りまとめるに至った。地域密着型金融を一層推進する各金融機関においては、中小企業の実態を掌握し、融資を実行するための一つの観点としてご活用いただければと思う。

なお、本手引書は、金融機関における目利き力向上の施策として、企業の知的資産を把握するための観点を示したものであり、企業を目利きするための唯一の観点・手法ではなく、既に各金融機関において取り組まれている企業実態を把握するための手法等をなんら否定するものではない。

また、本手引書の目的は、提案しているチェックシート等の利用を促すことではなく、金融庁にて策定されている「金融検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等の法令及びガイドライン等に準拠しつつ、各金融機関自身による適正な目利きが行われることであり、本手引書はそのための一つの考え方として取りまとめたものであることに留意されたい。

本手引書が、中小企業金融の円滑化の一助となれば幸いである。

平成 21 年 3 月

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室